

会議名 (審議会等名)	令和元年度第4回川西市子ども・子育て会議		
事務局 (担当課)	川西市教育委員会 こども未来部 こども支援課 内線(3442)		
開催日時	令和元年10月10日(木) 15:30~17:00		
開催場所	川西市役所7階大会議室		
出席者	委員	(会長) 農野寛治 (委員) 白石委員、佐々木委員、豊國委員、森友委員、石田委員、加茂委員、大西委員、田上委員、中江委員	
	事務局	こども未来部長 中塚一司 副部長 岡本敬子 こども支援課長 岩脇茂樹 課長補佐 鳥越永都子 主査 池田次郎 主事 瀧下祐弥 幼児教育保育課長 増田善則 参事 喜多川昌之 副主幹 岩倉明子 主査 松田亜希子 こども・若者ステーション所長 木山道夫 社会教育課長 大屋敷美子 課長補佐 井関大悟	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・ <input type="radio"/> 一部不可	傍聴者数	6人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	議事 (1)川西市子ども・子育て会議 会長・副会長の選任について (2)第2期川西市子ども・子育て計画(素案)について		
会議結果	別紙 審議経過のとおり		

## 審 議 経 過 ( 要 旨 )

### 1 . 開会 ( 15 : 00 )

事務局のあいさつ、欠席者・資料の確認。

#### ( 1 ) 川西市子ども・子育て会議 会長・副会長の選任について

##### ( 事務局 )

会長、副会長の選任について、新たな任期を迎えるにあたりまして、川西市子ども・子育て会議条例第5条第2項にて会長・副会長の選任を行います。これにあたりましては、委員の皆様方の互選によって定めるといような規定になっております。まず、この件につきまして皆様いかがでしょうか。ご意見等ございますか。

意見なし

##### ( 事務局 )

無いようでしたら、事務局からのご提案をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

異議なし

##### ( 事務局 )

今年度に入りまして、次期計画策定に向けた審議が継続しておりますことから、会長・副会長につきましては、先の任期をおつとめいただいた農野委員に会長、それから中橋委員に副会長にご就任いただきたく、そのご提案をさせていただきたく思っております。

なお、本日ご欠席の中橋委員におかれましては、副会長に名前が挙がった場合につきましては、ご承諾をいただく旨のご意向を私どもの方で事前に確認させていただいております。以上の案につきまして、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なし

##### ( 事務局 )

ありがとうございます。会長にご就任となりました農野委員につきましては、会長の席に移っていただきまして、本日の議事の進行をお願いいたします。農野会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長あいさつ

#### ( 2 ) 第2期川西市子ども・子育て計画(素案)について 説明

##### ( 会長 )

ありがとうございます。ただいま素案につきまして、これまで委員の先生方からいろいろご意見をいただいたものも踏まえて、修正、加筆していただいたものも含めてご説明いただきました。

今回のこの素案を、皆様のご意見をいただきながら、叩いていって、次回の会議に向けてブラッシュアップしていきたいということですので、いろんなご意見をいただきたいと思います。今回新たに委員さんに入っていただきました委員におかれましては、ご意見を頂戴できればと考えております。

(委員)

第2回会議で、保育所にも看護師を配置すべきであるという意見が出てきたんですけれども、公立の幼稚園は今看護師ではなくて養護教諭という形で、小学校も多分そうだと思うんですけれども、配置していると思います。あえてこれは看護師を置いてほしいという意図があるのですか。

(委員)

私が申し上げたのですが、養護教諭は教諭なので、3歳以上しかみられないのです。資格としては看護師を持っていない方が多いと思います。資格を両方持っておられたら一番良いのですが、0、1、2歳は養護教諭ではみられない。保育所の中で健康面や怪我の面で最も心配なのは、0歳、1歳、2歳なのです。

今、公立保育所にはもちろん養護教諭もいませんし、看護師もいない。そのため前回申し上げたように、何かある度に所長が判断をする、その度に嘱託医へ電話し病院へ走り回るということが現状です。

ですので、認定こども園においても、本来ならば看護師を要求しておりますし、養護教諭さんで看護師の資格を持っておられない方がいて、持っておられなかったら医療的なことができなったりするのです。そして、肝心なことがしていただけなかったりするので、看護師をお願いしたいというように申し上げました。

(会長)

投薬が必要な子どもさんがおられて、最近は子どもの薬の処方に関し、1日3回のものを1日2回にしてもらい、園では薬を飲ませませんという保育所も出てきています。

保護者にとっては、看護師がおられる方が、薬の管理をしていただいたり、あるいは飲ませたりと、そういうことが安心であるのと、保育士はもちろん乳幼児保健など勉強もしているのですが、子どもを病院に連れて行くかどうか、本当は看護師や、ベストなのはすぐに嘱託のお医者さんと連携を図って対応していくという仕組みで十分体制をとっていくと。そういった面で、看護師がおられたらいいとは思いますが、なかなかそうはいきません。

今、看護師不足ということもありますし、今後将来、たくさんの看護師が不足するという、そのあたりです。苦労いただいているということだと思いますが、小さい子どもはよく熱を出してしまうし、やはりそれがベストなのだろうということですね。

(委員)

第2回会議での発言のことですが、発達検査を地域で行える施策というもの、これは、国自体が発達障害のお子さんを医療機関の中でもかかりつけのところがまず第一にみなさいと。兵庫県の方でも、県の方がそれを言っていて県の小児科医会が県にもすでに陳情されていて、やはり発達検査というのはどうしてもいろんな手続き上、診断書とかも必要になることなので、陳情されていることを別に川西に特化したことではなくて、そこで追認していくという話なのです。

この内容を見ると、「認識しております」とあるが、どこの担当部署が、どなたが認識しているのか、要はどういうことかということ、「認識している」というだけで、こちらがそれに対して強く働きかけるときにどこに働きかけるべきかということをちゃんと明記してほしいのです。

(会長)

ありがとうございます。いつも非常に適切なご質問をいただくのですが、つまりどこが責任を持っているのですか、ということですね。

(委員)

それと、そもそもこの文章を見ていると勘違いをしているようです。発達検査というのはほとんど医院でやっているのではなくて、行っているのは例えば障害者支援センターです。ここでいえばさくら園です。あと、教育研究所もやっております。あと支援学校もやっています。それ以外に、障がい者通所支援事業、放課後児童デイ、発達支援事業者も単独でやっているの、医療機関がやっている比率というのは10のうち、1つか2つ程度なのです。

そもそもこの文章を見ることで、一体僕が何を意図として言っているのか理解せずに書かれているように感じます。

ですから、総論的に対応されるからこういう形の回答が返ってくるので、担当部署の方がしっかりとした専門知識をもって状況を把握していたらこんな文書は帰ってこないと思います。ぜひとも、誰がちゃんと責任をもって実行してくれるのか、協議のカウンターパートナーになっているのかというのを具体的に示してほしいということです。

(会長)

このご意見と対応の関連でいえば、特別児童扶養手当の支給を受けようとする、発達検査等を受けた上で申請をするということですね。

(委員)

特別児童扶養手当の申請をする場合には必ず医師の診断書がいるのですが、医師の診断書には、発達検査の数字を書く欄がありまして、本当に少しの個所だけなんです。ですが、事務手続き上、提出日の2年以内のものを書かないと受け付けてくれないのです。

子どもたちが20歳になると、障がい者年金に移行するのですが、こちらでも必須事項となっております、要はなんでもかんでも診断書を出してはいけないだろうというふうな行政の姿勢でもあるのですが、内容以前の問題として、書かないと受け付けてくれないということなのです。

(会長)

例えばこの特別児童扶養手当等の支給に関する法律は3つの手当が法律の中に入っているのですが、特に障がいを持っておられる子どもさん、1つは20歳を超えても手当をもらえるものがこの中には含まれていると思うのですが。

(委員)

それは18歳までのものです。だから、兵庫県の県民局ですよ。兵庫県の場合には療育手帳の基準は、例えば池田市の場合はある一定の発達障がいの病名があってもIQが100などの場合になると療育手帳は出ずに、精神・心の衛生手帳になります。

兵庫県の場合にはIQが130だろうが160だろうが、IQにかかわらずB2判定が出るのですよね。大阪府の場合にはローカルルールとしてB1判定よりも低い判定が出る人が原則、特別児童扶養手当が付与されるので、それを各先生方が「B1判定を持っている人にしか書きませんよ」と一つのゲートを作るのですが、兵庫県の場合はB2判定でも書き方によっては通りますので、全然状況が違う形になります。療育手帳を持っているのと、持っていないのと特別児童扶養手当は兵庫県の場合は全く切り離して考えます。

(会長)

そういうことなのですね。療育手帳にかかる程度判定は都道府県の児童相談所ではやってないんですか。

(委員)

療育手帳の場合には、あくまでも、都道府県の児童相談所で発達検査をして、主治医がいない場合には嘱託医の先生がある程度の診断をつけるのですが、基本的には主治医のところに療育手帳に対する、また診断書も戻ってくるのですが、それはをつけるだけなのです。

それを申請する方というのは、ほぼほぼ 9 割以上が親御さんの所得の関係をクリアすれば特別児童扶養手当というのを申請されるのです。

そのときに、検査を書かなくてもいいのであれば実際の臨床症状だけで良いのですが、実際の問題としては、1 回目の申請の場合には、ほぼ療育手帳の申請の際の検査を使えるのですが、その更新時になかなか検査できない事例があるのです。

(委員)

一番顕著な例が、明石の県立障がい者センターでははっきりと特別児童扶養手当だけの作成はしませんというふうに書いています。

そういうふうに特別児童扶養手当を申請する方が増えるとともに、それをこなせる医療機関というところがたらいまわしになっていると。

例えば神戸市の場合には神戸市の障がい支援センターで診断名は出して、「この子はこういう子だ」ということで特別児童扶養手当の適用ということまでは具体的には言わないにしても、大体そういう流れになっても、そのセンターの医師は書かないのです。書かないからどこかに流れる、流れるけれども検査ができるところが少ない、そこでも大変なことになっているということです。

何回も言いますが、すぐに実現してくれと言っているわけではなくて、それが実情なので、長い運用を実現するために話すときにこういう書き方では、今まで一回も実現した記憶がないので、しっかりとした責任部署を教えてくださいということです。

(会長)

ローカルルールがあって都道府県によって若干違うということもよくお聞きします。まして一般市民の方には本当にわかりにくいだろうなという気もします。ありがとうございます。

療育手帳制度そのものが通知による制度なので、法的な根拠もしっかりと本当は作っていただいた方がいいだろうと思います。

特別児童扶養手当、18 歳未満の子どもさんのこの手当に関して、そういう検査をいろんなところでやっているんなルールがある中で、どこがガバナンスをきかせて、市民の方にわかりやすい仕組みにしていくかというそういうたぶん問題意識ですね。

(委員)

一言で言うと、誰に相談すればいいのですか、ということですね。

(事務局)

今回の回答については、保健センターや障害福祉課との相談もしたのですが、そこからの回答はできないということがあり、我々としては、こども支援課が特別児童扶養手当の窓口ということで、窓口の判断としてご回答させていただいたということです。

(会長)

障がい児あるいは障がい者福祉の制度は、本当はずっと切れ目なくつながっていかねばならず、うまく子どもさんのライフステージ・ライフコースに乗れるような仕組みづくりをと思います。他に何か、ございますか。

(委員)

今期から参加させていただき、今から勉強させていただきます。わからないことなど聞かせていただきたいことをお話しさせていただきたいのですが、第1回の会議、第2回の会議で人手不足というのがあがっているということを見せていただきました。

これは民間保育園となっていますが、多分今はもう、公立の保育園・幼稚園、そして民間保育園も、本当に人手不足をひしひしと感ずるようになってきて、来年どうなるでしょうという声も多くあがっています。

この今の時期でも先生が足りないということで、最終は派遣会社に言わないとだめだとか、そういうところまでいってしまっているというこの現状の中で、見させていただいたところです。

ここに、「保育士の確保について計画に記載します」とあり、記載されているのを見せていただくと「待機児童解消に向けて保育定員の増加に対する保育士の確保に努める」とあります。

「努める」ということですが、本当に現場はとても大変になっていて、具体的な計画を立てていただきながら、それが形になるのがすぐではないというのは本当にわかるのですが、計画を立てていただいて、それに向かって民間保育園も一緒に前に進んでいけるような形ができないのかなというのは、すごく思っています。

10月から無償化になったところで、本当にたくさんの事務的な仕事も増えてきました。たくさんの保育士も事務の処理で、仕事がとても大変になってきているところで、保育士の確保に向けてどんな計画を立ていくのかを明確な形で出していただけたらありがたいです。

もちろん、公立保育園・幼稚園、民間もそれに向かって、こちらもどういう対策を、できることはどういうことなのかということが計画できるのではないかなと思っています。

それと、ここに書かれている「円滑に小学校生活に接続できるような方策を考えてほしい」というところで「就学前から小学校への接続カリキュラムを推進していきます」と見せていただきました。本当に、川西市のカリキュラムを見せていただいたら、とてもわかりやすく、川西市ってこういうふうに進んでいくのかというのがわかる、全体の計画を見せていただいているのですが、それがなかなか浸透しないということがあります。

公立の保育園・幼稚園、小学校の先生方はそういったことをよく研究、お話しされていると思うのですが、今、川西市というのは民間も認可外もたくさん保育園ができていて、小規模保育事業所も増えています。

そういったところにも5歳児がいて、川西市の保育とか教育とか接続がこういう形になっている、というのがわかるような道筋・施策というのがあれば、皆5歳に上がる子たちが全員小学校に行くときは川西の保育カリキュラムの中で進んでいるというのが、わかりやすいのではないかなと、すごく感じています。

それにはやはり公立保育園・幼稚園と小学校の接続と一緒にいるんなことをされているということが、民間の幼稚園・保育園、そして今たくさんできている小規模園と関わり方も、組織としてはっきり、しっかりしたものがあれば、それぞれの保育園、幼稚園が動きやすいのではないかとすごく感じます。

なので、この「カリキュラムを推進していきます」とあるが、それがもう少し明白にわかる施策というものを立てていただけたらと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見に関しまして事務局さん、コメントございますか。

(事務局)

保育士不足の件なのですが、どうしても計画に書ける範囲というものがあるので、こういった表現になっております。内容としては、例えばもっとPRしていくとか財政的な部分も含めていくつか方向があると思いますので、そういったところはこの計画を具体化していく中でまた一緒に考えていけたらなと思っていますし、また、この計画の進捗状況の中では具体的なものをお示しできるのかなと思っています。

それから、接続カリキュラムなのですが、公立の施設の方で今試行的にやっている部分ではあるのですが、こちらの認識としてはもちろん民間園も含めて、小学校への接続は重要だと考えております。

「地域によって温度差がある」といったお話もお聞きしていますし、今後、教育委員会の中に幼児教育の方もあるという強みも生かして、例えばいろんな学校との会議もありますので、そういったところで具体的な例をお示しするとか、いろいろ取り組みはできると思いますので、そのあたりで推進していけたらなと思っています。

(会長)

はい、よろしいですか。

(委員)

はい、ありがとうございます。早くそういう計画が立てば、今いる子どもたち、いろんな園にいる5歳の子どもたちがうまく小学校に進学、就学できるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムというのは、小学校の先生方やあるいは川西市さんの幼児教育保育施設の職員の方々はアクセスできるのですか。そういうものはどちらに行ったら実際に見られるのでしょうか。現場の先生方、小学校そして保育園、幼稚園、こども園、あるいは小規模保育事業所の職員の方がアクセスしやすいそういうものにしていただけたらなと思いますが。

(委員)

すみません、質問2つだけ。第3回会議で、「公立園所を統廃合するのではなく、保育所で～」というのは多分私が申し上げたのだと思いますが、前回の会議で公立幼稚園の在園時数が少なくなっていて、でも、一度に統廃合するのではなくて、また一体化したり廃園にしたりするのではなく、などといった話もしたと思うのですが、ここで「保育所で1号認定を受け入れるなどの方策を考えるべき」と書いたのは、本当にその地域でやっぱり公立の保育を受けたいんだという方が少しでもおられたら、潰してしまったら行くところが無いのもう民間さんに行くのか、あきらめるのか、それをその地域でその校区の子と1号として残りたいんだしたら、こども園でない場合は保育所でも特別枠を作って1号として入れたらいいのではないのですかという意味で書いたのです。

その答えが、「認定こども園において1号 2号の定員変更等を行うこととしております」と書いてあるので、これはどういう意味なのか分からないのです。

1号の子を残すために書いた質問なのに、「1号 2号の定員変更等を行う」と書いてあってその子を2号にするということなのかなということが1点、それから19番の方には公立の方でも保育定員の増員は予定していませんと書いてありません。なんだか矛盾しているように感じるのは私だけなのでしょうか。

加えて、意見としましては無償化になりましたので、ものすごい数の働きたいお母さんの希望があふれて、見学にやってこられています。

窓口もそうだと思うのですが、新しい園を作っても追いつかないくらい、特に0,1,2歳は例年以上ですし、大きい子たちもそうになっている、こども園については1から2号については自由に行けるということがいえないうらいの、2号の子どもがすごく増えていて、園内が大変な混乱になっています。ちょっとその辺の、ご回答をお願いしたいと思います。

(事務局)

質問・意見に対して対応が合っていない部分もあるかもしれませんが、申し訳ありません。前提としては公立の全体のあり方につきましては、来年度以降に決めていくということです。

公立施設の2号、3号認定については定員を増やす予定はありません。1号認定については減少傾向にありますので民間の認定こども園を基本に、2号認定に1号認定を移行していく予定であると、そういうことです。公立の1号定員は減らす方向で計画しております。2号、3号定員はこれ以上増やすことはありません。

1号認定を2号認定に移していくということは民間の認定こども園を中心にお願いしていくという予定です。ただ、公立のあり方、それぞれの園のあり方、園所のあり方については来年度以降に協議を始めると、そういう考え方です。

(委員)

公立の1号認定は減らす予定、2号、3号は増やさないということですか。

(事務局)

はい、その通りです。

(委員)

足し算をするとどうなるのでしょうか。

(事務局)

公立の定員、1号、2号、3号で考えると、公立の定員は減らす方向で計画しております。

(委員)

こども園であってもということですか。

(事務局)

こども園の定員は整備の段階では今のところ変更の予定はありませんが、こども園も含めて、今後検討できればと考えております。

(委員)

さっきの、2号、3号を増やしていただきたいというのは、民間さんにお願いするということですか。

(事務局)

計画上2号認定のことですが、基本的にはそうです。

(委員)

1号減らして、ということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

公立幼稚園のあり方については次年度以降に考えるのでここには載らないと、そういうことですね。

(事務局)

はい。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

はい、よろしいですか。今、委員がおっしゃった、0,1,2歳の子どもさん、この影響が出てきているということですが、ざっくりとした感覚でいいのですが、この10月1日以降、大体どれくらい増えているのでしょうか。ざっくりでいいのですが、今、感覚的に。

(委員)

感覚的には、今見学に来られる保護者の方はほとんど2号、3号の方ばかりで、1号というのは本当にまれという形になっています。というのも、やはり無償化というのは本当に大きかったなと思うのは、2号、3号は開園7時から6時まで無償、でも1号は教育時間になりますので、まあ8時から1時とか8時から2時、それ以降は無償じゃない子もいるし条件によっては無償になる子もいるので、そうなるとう保護者の方は6時まで無償なら2号の方に行った方が絶対いいよねということで、ほとんど2号、3号で見学に来られているのですが、やはり園自体が、入園できる園児の数が決まっていますので、2号、3号はちょっと難しいですということをお伝えしなければならない年齢、クラスもあります。

あと、まだ生まれていないが4月から入りたいので見学に来ましたという方が増えてきていたりします。ですので、保護者の方はすごくそういうことを敏感に感じて見学をされているなということがあります。私のところは認定こども園なので1号も受け付けていますが、定員を見ると1号がガタンと減って、2号、3号ばかりを希望される方、在園している子どもも1号だったが、私は仕事をしているので2号に移りますと、移られた保護者の方もありますので、無償化というのは本当に大きかったなというのを感じております。

(会長)

はい、ありがとうございます。だからこの今年の後半から来年にかけてどのくらい待機児童が出るのか心配ですよね。私、教えていただきたいのですが、とりあえず1号で入らせていただいて途中から2号に移ろうという方々も多分おられると思うのですが、そのような方が、1,2,3号の設計そのものが崩れてきますよね。その辺、どう考えたらいいのでしょうか。

(委員)

崩れています。なので、こども園のうたい文句が、1号から2号にいつでも移れますよと言っていたのです

が、そうしたら、2号で働きたい人はまじめに2号の順番を待って入るのに、1号の方が少ないから1号で入って途中で2号に変わる方が、2号で順番を待っている人を抜かすのです。

それがすごく増えた園がありまして、そうすると2号というのはさっきから言っていますように定員があるので、朝の職員、7時からやっていますから、7時から8時の職員、8時から夜8時までの職員、2号、3号で計算して入っているはずなのですが、途中でどんどん増えたら、朝の時間などは見切れないことになるのです。大体昼間は担任がいたりするのでいいのですが。朝突然7時ごろから、2号なので、3,4,5歳が増えるのですが、突然早くやってくる人がバツと増えたりすることになるので、今もう本当のことを言って、1号でいずれ働く気である人は2号で申し込んでくれなかったらちょっとそれはおかしいのではないかと感じています。

というのも、2号に並んでいる人はたくさんいるのです。3号の人も途中で2歳、3歳では入れない、0歳で入っておかないといけないと感じているようです。今日はおなかの大きい方が来られました。1月生まれで、4月に入りたいと。そういう方は10人くらい来ています。今入っておかないと途中では入れない。1歳児は、もっと入れない。2歳児はそれ以上に入れられない。

どこの園に行っても、見学に3つも4つも行ってもうちはもう無理ですよ、という風に言われ皆さん右往左往されています。

だから、定員が増えないと言われることがすごく辛いです。

うちは公立のこども園に4月になるのですが、それなのに定員は増えないです。3号に至っては減るのです。0歳の定員分を加える必要があるからです。1歳は増えますが2歳が減るのです。多くの方から「なんで減るの?」と聞かれます。無償化の影響がすごく大きいと思います。働こうという方がすごく増えています。

(会長)

はい、ありがとうございます。そういう実態をお話しいただきました。

(委員)

無償化の話とかいろいろあるのですが、1つ思ったのは、保育所では、看護師は0~3歳までみられるということですが、こども園はどうなっているのですか。看護師さんは配置されているのですか。

(事務局)

配置しておりません。

(委員)

ですよ、そうですね。無償化の話で、私の娘が他自治体で同じようなことを考えながら、子どもを預けています。私は牧の台の地域にいますが、赤ちゃんを抱えたお母さんから大体3歳くらいまでのお母さんは、幼稚園・こども園・保育所の話で、どうやったら自分がスムーズに入れるかの策を練っています。

そう考えると、子どもの教育なんて全然頭がないのかな、と。とりあえず自分が働きたいからこの子をどうするか、ということばかりに走っているように見えるのです。そうじゃなくて、子どもは「包んで、育てて」といった、柔らかい気持ちで接しないといけないのに、方向性が変わってきています。

無償化はいいことだと思うんですが、気持ちの中で無償化して預かることと子どもを育てることが本来は一本でないといけないのに分断されているような、おかしい気持ちになっています。それが現在の実感です。

(会長)

はい、ありがとうございます。就学前の子どもさんだけでなく地域のいろいろな子どもさんに関わっていた

だいているのですが、それ以外にも思うところ何かございませんか。

(委員)

園のみなさん、すごく頑張ってくれていると思います。

(会長)

川西市の子どもの貧困対策の計画はどうなっていましたか。

(事務局)

まだ計画はございません。

(会長)

今後、市町村でも、子どもの貧困対策を立ててくださいということが出てくると思います。

(事務局)

今回の計画には含まない方向にはなっているのですが、経済的な支援に関してはもちろん、第4章に記載させていただいています。29 ページ、大項目といたしましては様々な子育て支援施策の充実、そのうちの経済的な負担の軽減ということで挙げています。

(会長)

はい、大体入っていますね。子どもの貧困対策について計画を立てるといふ、法改正を考えながら進められているように思います。

例えば養育費の確保策などはどんどん進めて行くように、都道府県がそれを1つの政策の数値として出てくるかもしれませんし、今後市町村でも計画を立ててくださると流れてくると思いますので、今後そういったことの意識を持っていただきたいなと思います。

(委員)

さきほどの無償化の件、3号認定はあまり無償化に影響がないのです。所得の制限がかかっています。そうすると1・2号、これは保育所と私学の幼稚園もすべて無償化の対象になっているが、今厳しいのは川西には6園、私学助成の幼稚園があります。その中で、10月1日の入園の受付で、その結果はまだわからないですが保育所の方へ流れるのではないかと。預かる時間が幼稚園の場合は2時までなので、延長保育をその幼稚園がどこまで充実させているかが保護者の選択肢に入ってくると思うのです。

2~3日前も、内閣府から預かり保育・延長保育に対するの通知が3~4ページのものが届きましたが、通常土曜日も保育所はやっています。お盆休みもない、カレンダー通り。だが幼稚園はそうではないのでどう対応していくかが大きな課題になっています。

今おっしゃられたように2号認定の方が非常に増えつつあります。ところが、そこで問題として連動してくると思うのが、第1回会議での話です。公立は2、3号認定の定員は変えない、1号は減らすというのは、総定員が減るのか、総定員はそのままで1号だけを減らすのかがわからないのですが、2号を増やすことによって、あるいは3号を増やすことによって何が大きく変わってくるかという人的配置なのです。

最低6時、7時まで延長しなければならないということは、12~13時間開所の中で保育士の手立てが1、2番の状況によってうまくいかないということです。そうすると、もっと2号を保護者のために門戸を広げたいがすべて受け入れをしてしまうと、職員の手立てがうまくいかないジレンマがあるのです。

そこで、公立の時給の問題、整合性を図り時給を設定していきます、ということは、今後は是正していくとい

う意味合いなのか。今、公立は時給が高く、1時間1,500円くらいとなっているのです。最近最低労働賃金が公表されたのですが、川西から数分行った池田市は時給が高いのです。わずかな距離で同じ1時間働くなら時給が高い方へ行こうかとなってきます。特に私学、日曜日の折り込みを見ると、必ず保育士が出ているのですよね。時給を見ると、私が見ても低いというものもあります。ところが、公立はいくら時給を上げてても腹は痛まないのです。民間の経営をしていくと、人件費の比率が運営上、非常に大事な要素になってきます。下手をすると65~70%近い人件費率というものも出てくるのです。そうやってくると回らないのですよね。民間と同じように、保育士の専門性というのは当然あるのです。延長保育は1~2名は大学生でも、資格が無くてもよいという状況になってきています。そういった意味で、川西市でも、いろいろな形のなかで民間と公立が共存共栄できるような状況を考えていただきたく思います。

公立の幼稚園がそういう状況かはわかりませんが、今おそらく受付をやっています。ひょっとするとかなりダメージを受けて、もう自力では難しいというところもあると思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。どんなことでも、どんな角度からでも結構です。

(委員)

いろいろ厳しいお話を聞いて、大変だなと思います。無償化の話も情報としては聞いていましたが、ここまで大変な状況になっていることを多分この会に出でいかなかったらわからなかったと思います。やはり人とお金というのが、子どもたちのことをみていると、この子たちのためにもっといい教育をと、大人の人たちは皆同じ気持ちで子どもの教育に携わっているのですが、実際に運営するとなると人とお金の問題が厳しく出てきます。

実は、定員は与えられているのに人がいないというのは小学校も同じで、本校は運よく今年度は定員全員入れているのですが、他校はこの10月になっても定員に満たないという学校もある中で、もっと幼稚園・保育所は厳しい状況になるのかなと今日知りました。

(委員)

少し聞きたいのですが、計画6ページ、のグラフは「0・1・2・3・4・5歳児」ということでよいですか。

(事務局)

申し訳ありません。誤記載です。

(会長)

冒頭、事務局さんにもご説明いただきましたが、図表等の誤植ということですね。小学校の校長会の大西委員にもご意見をお伺いしましたが、心配しているのは学童保育についてです。

今後ニーズが出てくると思いますが、推計値を掲げながら計画を立てていただいています。今、学童保育の状況はどんな感じなのでしょう。

(事務局)

ページでは42~44ページにあたります。

(事務局)

学童保育の方も、待機児童の発生が続いている状況です。昨年度までで公立の方のクラブ数を増やしました

が、今年度も5月段階で70人以上の待機があります。これから無償化の影響もあり、働く方が増えてくるということですので、学童保育・留守家庭児童育成クラブについても需要が増えてくるのかなと思います。公立だけではなかなか難しいところもあるので、民間のお力も借りながら進めていきたいと考えているところです。

(会長)

教えていただきたいのですが、42ページの下のところ「放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ)」の確保方策の考え方で、「利用実績において登録児童の出席率は約8割程度である」ということから、1つの拠点で40人定員とすると30人ちょっとくらいが来ておられるという理解でいいのでしょうか。

(事務局)

40人定員は2割増しで48人ですが、留守家庭児童育成クラブの場合、毎週3日以上利用されるのが条件となっています。なので、毎日働かれるところのお子様、週3日ほど働かれるところのお子様など、毎日来られる方だけではないということです。ですので、登録定員数を上限48人にし、当日の出席率で40人を上回らないように考えているということです。

(会長)

わかりました。はい、お願いします。

(委員)

無償化で、幼稚園・こども園の3~5歳の人数が増えています。この親御さんは100%働いています。そこで今日の資料の第1回会議の3番、カリキュラムは接続するが、小1の壁を私は何度も申し上げています。

カリキュラムを接続するのであれば、無償化で2号認定の方が増えてきます。その方たちは幼稚園が終わったら仕事を辞めるということではないわけです。そうすると、学童が増えてきます。そこで保護者の声は、朝が遅い、勤めに行けない、子どもだけ任せないといけない、夜早い、ということです。この辺の接続をもう少し考えてほしいということです。それから民間の学童保育を増やす方策としては、補助金・運営体系を充実すれば増えると思うがいかがでしょうか。

(会長)

コメントお願いします。

(事務局)

時間帯は学童も6時半ですので、保育所との乖離があるので是正していかなければいけないと考えております。市としても人の確保ができたなら進めたいのですが、今はやはり人員不足というのが学童保育でもあって、開けるだけの人数の確保というのができていない状況です。

そこは、人員を確保することを一番に、あとは今預らせてもらっているところの人数を確保させていただいた上で、延長時間を延ばしていけるだけの人数を確保するというので、次の策として考えているところです。

(委員)

朝は何時からですか。

(事務局)

朝は8時半からとなっております。

(委員)

8時半となると、フルタイムで働いている方は間に合うわけがないのですよね。これが高学年になると、目をつぶりながら頑張るねと送り出せますが、小学校1年生は、8時半に地域の小学校に入れてから出勤なんて、そんな悠長な企業は無いと思います。ここを考えていただきたいのです。だいたい保育所でも6時になると大半の子どもさんは帰るんですね。要は朝なんです。だって、公立保育所は早番は7時でしょ。この方たちがもし子どもさんがいて学童へ入れなきゃならないという勤められないんですよ。時給いくら2千円3千円を出すと言っても物理的に無理になってくる。その辺を努力していただかないと、小1の壁を川西はいち早く崩したんだと言えるような状況を作っていただきたいなと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。できる限りいろいろな方法を検討して可能な方策というのを考えていきたいと思っております。

(会長)

資料の47ページと48ページですが、で子育て援助活動、ファミリーサポートセンター就学児というのが上がっているんですけども、48ページにも同じものが入っていて、低学年高学年の表は同じ確保方策だと思しますので48ページの上の部分は重複しているということなんですね。

(事務局)

申し訳ありません、そのとおりです。これは第3回の会議で示したものが正しく、本来であれば妊婦に対する健康診査の項目が入るべきところです。そこに差し替えることとなりますのでよろしくお願いします。

(会長)

ファミサポさんなんですけど、こちらの方は低学年を中心に100人くらい令和2年から6年にかけて増えていって、今後ファミサポの受け皿を強化していくと書いてあるんですけど、協力会員がどの地域におられるか、どの辺に依頼会員がおられるかセンターの方で把握しておられると思います。学童保育で待機児童が出そうなところは重点的に協力会員の方をお願いして回るとかそういう方策も必要だと思いますが、その辺はどのように考えておられますか。登録会員数は増えているのでしょうか。

(事務局)

ファミリーサポートセンターなんですけど、依頼会員さんが増えてはいますが、協力会員さんの方もなかなかマッチングが難しくなってきたようなこともあります。一方で、困ったときにはファミサポが最後の頼みという感じをご利用いただいている、重々その必要性も認識しているのですが、一方で、リスクの管理も求められています。事務局として事故の起こらないルールを決めながら、他方、困っておられる方もいらっしゃるの、寄り添いつつというところで、苦慮しているのが実情です。

(会長)

乳幼児さんを預かるのは非常に慎重にされたほうがいいのかなと思いますが、学童の隙間時間など協力い

ただけたらと思いますね。

(委員)

今日この会議に初めて来てみて、川西市はいろんなことをやっているんだなと思いました。私は、幼稚園に子どもが1人います。子どもが1歳になるころに川西市に戻ってきたんです。もともと市内に親がいて、結婚して大阪にいたんですが、親元に戻ってきてこのすぐ近くに住んでいます。

川西能勢口の駅の近くに住んでいる限りでは、子育てしやすいまちだなと思って今まで過ごしてきました。遊びに行くところもイベントもたくさんあるし、忙しいなと思うくらいよく過ごしてきましたが、山下の方やけやき坂の友達には全然情報がいていないというのは1つ思います。

こんなイベントがあったんだよと言うと、全然知らなかったという友達も多いので、そういうのがもっといっぱい広がればいいのかと思います。公立幼稚園に行っている親として、PTAの会長をやっていて、色々な情報を今年得てきたんですけど、川西幼稚園は今年閉園になってこども園になります。東谷幼稚園とか多田幼稚園とか、こども園になる予定のないお母さんたちは、取り残されるのではということを感じているというのは思っています。

公立幼稚園を残してほしいという思いもあるんですけど、現在川西幼稚園は年長さんが20人、その1つ前は7人だったんです。やっぱり人数が少ないと、どうしても教育という風にならない。今年20人いて何とか回っている、みんなで育てているという感じがあるんですけど、1年前の7人だったり1個下の5人だったりすると、やっぱりなんかちょっと違うなという感じがするんです。だから、公立の幼稚園第1号で残りたいという人がいるとは思うんですけど、それが成り立たないと意味がないんだろうなというのは思っていて、もうちょっと増やしたい、いいところをもっと伝えたいという気持ちはあるんですけど、そこは難しいのかなと今思いながら話を聞いていました。

たぶん働いてるお母さんたちも、さっき委員がおっしゃった、子ども預けて働きにいかないっていうのとか、やっぱり悩んでるお母さんもいっぱいいると思います。子どももっと触れ合いたいんだけど、自分の時間もほしいし、働きに行かなきゃ家庭もどうにもならないしという状況なんだろうと思います。

情報がすごい多い中でお母さんもすごく模索しているというのもあると思うので、これからこの会議に参加していく中で、専門的なことは何も言えないとは思うんですけど、今いるお母さん目線で何か発言をしたいと思っています。

(会長)

川西市でやっていることをもっともって市民のみなさんに発信していく必要があるんでしょうね。今回、37ページで妊娠・出産・子育て期の間の切れ目のない支援体制ということでこども・若者ステーション中心に子育て世代の包括支援センターや総合拠点、そういう整備をしていただいた中でどんどんいろんな情報を発信していただいて、市民にそれに参加していただき、できたら市民の方もちょっと手伝ってあげようかみたいな感じで、そういうまちづくりができたらいいなと思います。

他に何かございませんか。

(委員)

個人的にすごく心配なことがあります。支援が必要な子どもが増えているのはどこも一緒だと思います。幼稚園も保育所もこども園も学校も。一握りじゃなくてすごくたくさんおられて、その子たちがみんなすごく多様なので、同じ対応ではいけない子がたくさんおられるんですけど、一応幼稚園だったり保育所、こども園だったりしたら、支援の先生が付いて専門的な勉強をして、曲がりなりにも一生懸命に小学校という社会に行けるようにと思って育てているんですけど、学校へ行ったときにその子たちは普通学級へ行く子もいれば特別支援学級へ行く子もいます。

学校というのは授業が終わるまでで、結局学童さんにお世話になる子が多いんです。特に保育所やこども園に来ている支援が必要なお子さんは、お母さんたちは働いておられるので学童に行く。学童でもたぶん支援の先生は付けていただいているけども、だからって何か特別なことをしていただけるわけではないと思うんです。

すごくたくさんの子がいるのでそれどころじゃない。それは仕方のないことだとは思いますが、そうすると今行き場のない子がたくさんいて、やっぱりいろんな事件が放課後起きたりとか、そういったことがあります。運よく放課後デイなどに行ければいいんですが、デイに行こうと思っただけでなかなか、さっきからいろんな話が出ていますが、意見書が必要だったりとか、いろんな手続きをしないと放課後デイにも行けない。

そこら辺の子どもたちのことも忘れずにいていただけたらうれしいなと個人的には思っています。

(会長)

さまざまな子どもさんたちがおられる中で、支援が必要な子どもさんへのまなざしをしっかりと持っていたきたいということだったと思います。そうすけども、社会福祉施設に関しては、基本的に苦情対応をしっかりと事業者さんがしなさいということと、もう1つは都道府県の社会福祉協議会の運営適正化委員会に何か苦情やそういうものがあればおっしゃっていただいているという仕組みがあるので、そういう県社協さんの運営適正化委員会の中でどんな苦情が上がってきているのか把握していると思うんですけど、そのあたりの情報を是非得ていただきながら検討していただけたらと思います。

他、特にございませんでしょうか。今日のものも含めて第1回から4回までのさまざまな委員の先生方のご意見をいただきまして、次回11月の会議ではこれをブラッシュアップしたものをご提示いただくということになっております。

特に何かございませんでしたら、これで一旦事務局さんにお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

今日、事務局さんのほうから冒頭で、この会議が終わってから何かご意見を思いつかれた場合に、意見書を作っていただいていますので、10月18日までに提出いただければということですので、よろしくお願ひします。事務局さんはそれも踏まえた上で最終案をご作成いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

閉会(17:00)

事務局あいさつ。